

会計検査院節電実行計画

平成23年6月20日
会計検査院

「政府の節電実行基本方針」（平成23年5月13日、電力需給緊急対策本部決定）の趣旨を踏まえ、会計検査院が実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1. 実施期間

平成23年7月1日から9月30日の平日9時から20時

2. 対象施設（東京電力管内）

- ・霞が関コモンゲートの施設（※）のうち、会計検査院が本庁舎として使用している施設
- ・会計検査院安中研修所
- ・会計検査院王子書庫

（※）霞が関コモンゲートの施設は、国の中央合同庁舎第7号館（文部科学省、金融庁、会計検査院等）の施設部分と民間施設部分から構成されている。

3. 目標

上記の対象施設において、原則、ピーク期間・時間帯（7月から9月（平日）の9時から20時）における使用最大電力（kW）を基準電力値に比して15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

施設名	基準電力値 (A)	目標値 (使用電力上限値) (B)	削減幅 (A)－(B)
霞が関コモンゲート (会計検査院本庁舎)	9,000kW (※1)	7,650kW	1,350kW (210kW)(※2)
会計検査院安中研修所	152kW	129.2kW	22.8kW
会計検査院王子書庫	16kW (※3)	13.6kW	2.4kW

（※1）霞が関コモンゲート施設全体の契約電力

（※2）（ ）は、22年度の霞が関コモンゲート施設全体の使用電力量に占める会計検査院の使用電力量の割合を用いて算出した会計検査院単独の削減幅の推計値。

（※3）王子書庫の使用電力量は必要最低限であるが、業務シフトの検討を行うことにより使用最大電力を抑制することは可能であることから、使用最大電力を基準電力値としている。

会計検査院は、霞が関コモンゲートに入居しており、また、本院の電力契約は霞が関コモンゲート施設全体の契約に含まれていることから、霞が関コモンゲートの施設を利用している他の入居者（中央合同庁舎第7号館の入居官署（文部科学省及び金融庁等）及び民間施設の入居者）と協力して霞が関コモンゲート全体での目標の達成に取り組む。

また、会計検査院安中研修所及び会計検査院王子書庫においても、会計検査院本庁舎における節電対策に準じ実施するものとする。

4. 節電に係る具体的取組

(1) 会計検査院の本庁舎使用部分における節電の取組

① 照明に係る節電

- ・執務室は、照明の間引き等により、原則50%以下とする。
- ・会議室は、照明の間引き等により、必要最小限の照明のみの点灯とする。
- ・廊下、エレベータホール等は、原則常時25%以下とする。

② O A機器・電気機器に係る節電

- ・使用していないO A機器等の電源プラグを抜くなどにより待機電力を削減する。
- ・パソコンに一定時間動作しないと自動で画面及びハードディスクの電源が切れるプログラムを導入する。
- ・パソコン画面の照度調整の設定を変更する。
- ・執務室内のプリンタは、原則1台以上の使用を停止する。
- ・電子レンジ等の数を集約化するなどし、コーヒーマーカーは原則使用停止する。
- ・契約更新時又は買換え時には、エネルギー消費の少ない機器を積極的に採用する。

③ その他の設備等に係る節電

- ・エレベータは、出勤時間等を除き11台中5台の運転を停止する。
- ・ウォータークーラー（冷水機・うがい機）の使用を停止する。
- ・トイレのエアータオル、温水便座の使用を停止する。
- ・各フロアの飲用給湯器の半数の稼働を停止する。
- ・喫煙所の数を集約化し、使用しない喫煙所の排煙設備等を停止する。
- ・自動販売機の消灯を要請する。

④ 空調に係る節電

- ・冷房中の室温28度を徹底する。
- ・ブラインドの適切な調整を実施する。
- ・節電に役立つクールビズの徹底を職員に周知する。
- ・サーバー室内空調機の稼働台数等の最適化の検討をする。
- ・職員に対する熱中症の予防や対策を周知する。

⑤ 職員への周知

- ・節電への職員の意識を高めるため、電力の使用状況等の「見える化」を実施する。

(2) ワークスタイルの変革につながる取組

- ・定時退庁を徹底し、超過勤務のより一層の縮減を図る。
- ・計画的な休暇の取得を促進する。

5. 進捗管理の実施

使用電力の削減を確実にするために、節電推進チームを設置するとともに、各課等に責任者を置き、その取組状況を報告させるなどして進捗管理を実施する。